

Go To イベント事業について

沖縄総合事務局経済産業部

経済産業省が実施する Go To イベント事業は、チケットの割引・クーポンの付与により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を目的とした事業です。

10月29日からキャンペーンを開始し、現在、チケット販売事業者等及びイベント主催者の登録を受付けております。

1. キャンペーン期間

令和2年10月29日（木）～令和3年1月31日（日）

2. チケットの割引購入・クーポン取得

・対象となるイベントのチケットを2割引で購入。

または

・チケット購入した際に、物販購入や次回チケット購入に利用できるクーポンを取得（チケット購入価格の2割引相当分）。

※1回あたりの支援上限額2,000円

3. 対象となるイベントの例

音楽コンサート、スポーツ観戦、伝統芸能、演劇、美術館、博物館、映画館、遊園地・テーマパーク、無観客ライブ配信等の新たな形式のもの 等

4. 登録申請受付期間

・チケット販売事業者等：令和2年10月19日（日）～令和2年12月25日（金）

・イベント主催者：令和2年10月26日（月）～令和3年1月15日（金）

5. 詳細・申込

経済産業省ホームページ <https://gotoevent.go.jp/>

6. お問い合わせ先

Go To イベント事業 お客様専用窓口

電話：0570-010-855

Go Toイベント事業について

2020年11月

商務・サービスグループ[®]

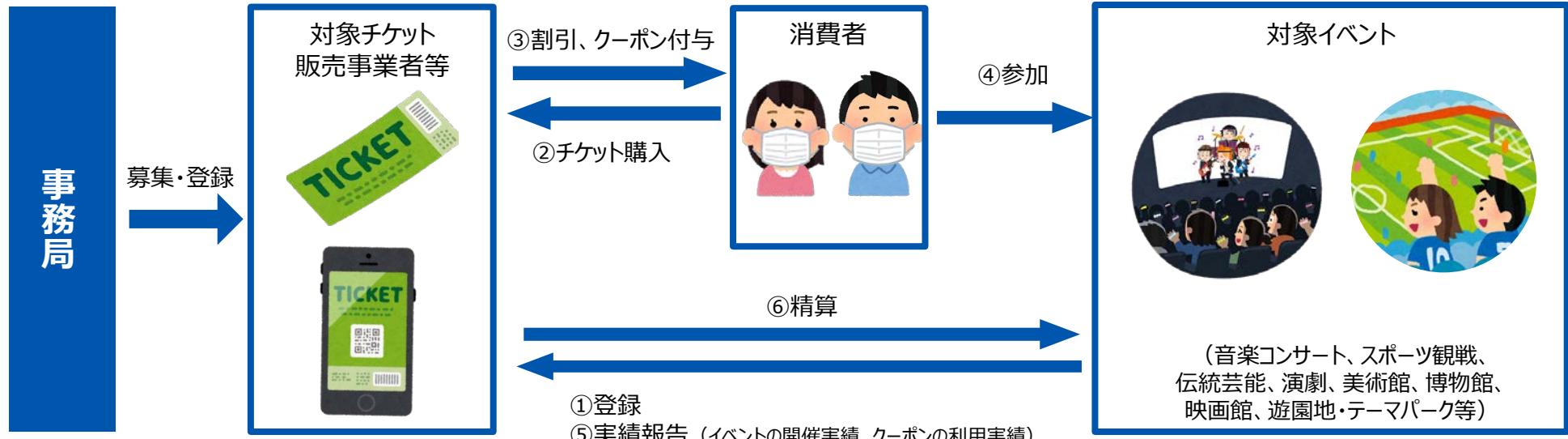
Go Toイベント事業のねらい

- Go Toイベント事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従前のイベント開催が困難となった「イベント主催者」と、従前のイベントへの参加機会が減ってしまった「参加者」の双方に対して、「新たな生活様式を取り入れたイベントの開催方法や楽しみ方」 = 「新たなイベントのあり方」への認識や関心を促し、社会に普及・定着させることを目的とした政策。
- これまでのところイベント主催者と参加者の努力と協力により、観客間でのクラスター発生事例は少なく、感染拡大防止と社会活動の両立に向けた流れが生まれてきているところ。この流れを確実なものとするため、本事業では、感染拡大防止と文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起の両立を図る制度設計を行い、本事業に登録・参加するイベント主催者と参加者双方に対して、着実な感染防止策を行うことを求める。
- また、産業振興の観点からは、本事業の割引やクーポンといった需要喚起策を通じ、
 - ①感染拡大防止策を徹底した上での従来型イベントの振興、
 - ②オンライン等を活用した新しい取組にチャレンジするイベントの振興、
 - ③そうしたイベントを支える周辺産業の振興、を行うことで、コロナで多大な影響を受けている日本経済の活性化を目指す。

事業スキーム

- 本事業は、新型コロナウイルスによる感染症の流行状況を見極めつつ、チケット購入にあたって、チケット代金の割引やクーポンを消費者に付与することにより、文化芸術やスポーツに関するイベントの需要を喚起することを目的とする。

事業スキームのイメージ



※本事業の開始にあたっては、事務局から、対象となるチケット販売事業者等やイベントの募集・登録を行う予定。

チケットの割引購入・クーポン取得

- 対象となるイベントのチケットを購入する際、
割引価格でのチケットの購入またはクーポンの取得を支援（チケット価格の2割相当分）。
- 幅広い消費者が多様なイベントで利用ができるよう、1回の対象チケット購入にあたっての
本事業の支援上限額は原則2,000円※に設定する。
(※「ライブ・エンタテインメント白書2019」等を元に、対象となりうるイベントのチケット価格相場を踏まえて設定。)

チケットの割引購入・クーポン取得のイメージ

1) 消費者が対象チケットを購入



- 対象チケット販売サイト等で、
本事業の対象となるチケットを購入※

2) A. チケットを割引価格で購入または B. クーポンを取得

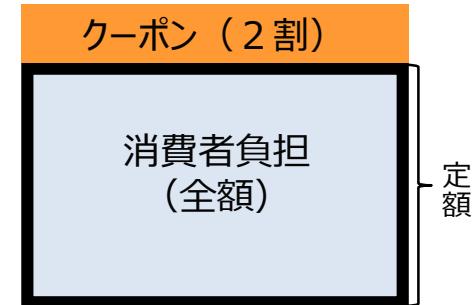
A. 割引購入の場合

- チケットを2割引で購入



B. クーポン取得の場合

- チケット購入をした際に、
物販購入や次回以降のチケット購入に利用できる、クーポン（チケット購入価格の2割相当分）を取得



※対象となるチケットは、チケット販売事業者等において販売数・価格等を正確かつ迅速に把握・管理する仕組みを構築しているものに限る。

対象となるイベントの範囲

- 対象となるイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
文化芸術やスポーツに関する行事であって、国内で不特定かつ多数を対象にして、有償で消費者に対して提供されるものを基本とする。
(無観客ライブ配信等の新型コロナウイルスに対応する新たな形式のものも含む。)

対象となるイベントの例

文化芸術分野



音楽コンサート



伝統芸能



演劇

スポーツ分野



試合観戦



美術館



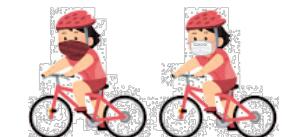
博物館



映画館



スポーツイベント



遊園地・テーマパーク



無観客ライブ配信等
の新たな形式のもの

等

イベント主催者に求める登録条件（感染拡大防止対策関係）

イベント主催者

- 関係する業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策及び以下の事項の遵守、
また取組内容についてイベント参加者に対してわかりやすく公表・掲示することについて、登録時に同意すること。
- 登録したイベント主催者が同意事項を満たしていない場合、登録を取り消す。

<①イベント開催前>

- 事前予約時又は入場時に参加者の連絡先を把握するための具体的な措置を講じる
（事前予約時に連絡先を登録するシステムを導入する等）。
- 参加者に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを促すための具体的な措置に加え、各地域あるいは施設運営者の通知サービスのダウンロードを促すための具体的な措置を講じる（チケット購入ページにダウンロードURLを貼る等）。
- イベント会場への移動時等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を促すための具体的な措置を講じる
（事前予約システムを活用して参加人数を管理する、一日に複数回の公演等がある場合には入替制を導入する等）。

<②イベント開催時>

- イベント開催中は、参加者が遵守すべき事項をこまめに周知する。
- 参加者に対する検温等の体調チェックを実施するとともに、有症状者の参加を着実に防止する具体的な措置を講じる
（入場時に検温等を行い症状がある場合にはイベントへの参加を断る旨を事前周知する、払い戻しルールを規定する等）。
- 施設等内に消毒液を設置し、参加者に対して手指消毒を積極的に促す。さらに、こまめに施設等内を消毒する。
- マスクの着用率100%を担保する（主催者側でマスクの配布又は販売を行う、体質等の理由でマスクの着用が困難な参加者に対してはイベントを通してソーシャルディスタンスを確保することができる導線を用意する等）。
- 参加者に対し大声を出すことを抑止し、大声を出す参加者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物も禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。
- 人員配置や導線確保等を工夫し、入退場列や休憩時間の密集を回避する措置を徹底する。十分な換気を徹底する。
- 主催者（演者・選手等含む）と参加者がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。

<③イベント開催後>

- クラスターの発生があった場合、保健所、参加者、事務局及びその他関係機関に速やかに連絡をするための体制を構築する。

イベント参加者に求める参加条件（感染拡大防止対策関係）

イベント参加者

- 以下の事項を遵守することについて、チケット購入時に同意すること。
(遵守していない場合には、国費給付分について返還することも同意事項に含める。)

<①イベント参加前>

- チケット購入時又はイベント参加時に連絡先をイベント主催者に登録する。
- 接触確認アプリ（COCOA）を積極的に利用する。
- 各地域あるいは施設運営者の通知サービスを積極的に利用する。
- イベント会場への移動時等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を行う。

<②イベント参加時>

- 検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状が見られる場合には参加を控える。
- こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- マスクの着用を徹底する。体質等の理由から、マスクの着用が困難な場合は、主催者の指示に従いながら、イベントを通してソーシャルディスタンスを確保する等の行動を行う。
- イベント参加中は大声を出さない。ラッパ等の鳴り物の利用も行わない。

<③イベント参加後>

- イベント参加後に万一、自身の感染が確認された場合は、保健所及びイベント主催者に速やかに連絡をする。

事務局が行う感染拡大防止に向けた対応

- イベント主催者に対して感染拡大防止に向けた取組の実施を登録条件として求めることに加えて、事務局による感染拡大防止に向けた取組も行い、「新しい生活様式」を取り入れたイベントのあり方の定着を目指す。

事務局

- 感染拡大防止と「新しい生活様式」を取り入れたイベントのあり方の定着に向けて、主に以下の対応を行う。

<①イベント受付時>

- 登録・参加条件として求める感染拡大防止に向けた取組について周知徹底する
(条件を満たさない場合には登録取消等を行うことも併せて周知する)。
- 対象イベントの感染拡大防止策についての事前確認を行う
(イベント主催者毎にIDを紐付けるなど、確認漏れ等が起こらない仕組みを構築する)。

<②イベント開催時>

- 対象イベントについて必要に応じて事務局による現地確認を行う (参加者による報告を活用した仕組みも検討する)。
- 感染者が発生した場合の情報共有・連絡体制を構築する
(イベント主催者等との連絡及び政府への報告のための専用窓口を設置する)。

<③事業期間通じて>

- イベントにおける感染防止対策に関する広報を行う (内閣官房等とも連携し、「新しい生活様式」を取り入れたイベントの実施方法、楽しみ方等について積極的な広報を検討する)。
- (イベント主催者の承諾の上) 対象イベントにおける感染防止のための工夫等について発信、共有する。